

## 全面的国選付添人制度の実現を求める総会決議

- 1 弁護士付添人は、少年審判において、非行事実の認定や保護処分の必要性の判断が適正に行われるよう、少年の立場から手続に関与し、家庭や学校・職場等少年を取り巻く環境の調整を行い、少年の立ち直りを支援する活動を行っている。

少年審判を受ける少年たちは、成長する過程で十分な保護・養育環境を保障されず、信頼できる大人に出会えないまま、非行に至っていることが少なくない。そのような少年を受容・理解したうえで、法的・社会的な援助を行い、少年の成長・発達を支援する弁護士付添人の存在は、少年の更生にとって極めて重要である。

- 2 にもかかわらず、少年審判を受ける少年に弁護士付添人が選任される例は少ない。平成20年の統計によれば、約98%の成人の刑事事件に弁護人が選任されているのに対し、弁護士付添人の選任率は、少年鑑別所に收容され審判を受ける少年の約40%に止まっており、少年に対する法的援助は極めて不十分な状況にある。

このような状況が生じている大きな原因は、少年審判における国選付添人制度の範囲が限定されていることにある。現在の制度は、原則として、国選付添人を選任するか否かは裁判所の裁量に委ねられており、対象事件は、主に殺人や強盗などの重大事件に限定されている。そのため、多くの事件で少年に国選付添人が選任されない事態が生じている。

平成21年5月21日から、被疑者段階の国選弁護制度の対象が窃盗や傷害などの事件にまで拡大されたが、国選付添人制度の対象事件が限定されていることによって、少年の場合には、「捜査段階では国選弁護人が選任されたにもかかわらず、家庭裁判所の審判になると国選付添人が選任されない」という事態（置き去りにされた少年問題）が生じる状況となっている。

- 3 日弁連は、少年に対する法的援助を保障する観点から、時限的な措置として、全会員が負担する特別会費に基づく特別基金を会内に設置し、国選付添人制度の対象とならない事件の少年・保護者に対しても弁護士費用を援助する制度（「少年保護事件付添援助制度」）を設けている。

当会も、少年の権利擁護を実現すべく、被疑者国選弁護人がかかる援助制度を積極的に利用することにより、引き続き付添人活動を行っており、付添人の選任率を向上させてきた。また、平成20年4月1日から、家庭裁判所に送致された少年が弁護士との面接を希望する場合、当会から弁護士を派遣する「当番付添人制度」を開始し、少年鑑別所に収容された全ての少年が弁護士付添人の援助を受けうる体制の整備を図った。

4 しかしながら、心身ともに未成熟であり、表現能力に乏しい少年に対し、適正手続を保障し、更生の支援をするという法的援助を与えることは本来、国の責務である。国による少年への法的援助の保障が、成人に対するよりも不十分である現状は、一刻も早く改善されなければならない。とりわけ、少年鑑別所で身体を拘束された少年については、事件の軽重を問わず、少年院送致などの重大な処分を受ける可能性が高いことから、国選付添人による法的援助を早急に整えなくてはならない。これは国際準則上の要請でもあり、子どもの権利条約第37条(d)は「自由を奪われたすべての子どもは、弁護士その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有する」と定め、弁護士による法的援助の必要性を規定している。

5 当会は、平成22年5月18日、「国選付添人対象事件の拡大を求める会長声明」を発表したが、現在のところ、法改正に向けた具体的な動きは見られない。

そこで、当会は、改めて、内閣及び国会に対し、国選付添人制度の対象事件を、少なくとも少年鑑別所に収容された少年の事件全件にまで拡大するよう少年法を改正することを求める。

以上の通り決議する。

平成23年5月28日

茨城県弁護士会 定期総会